産後ケア事業のご案内

R7年４月～

湧水町では、出産後『眠れない・育児の仕方がわからない・母乳を飲ませたいがうまく飲ませられない、なんだかちょっと疲れたな』という方々に対して、産婦人科施設でママと赤ちゃんのケアや授乳指導を受ける事ができる産後ケア事業を実施しています。

対象者

- 湧水町に住所があり産後１年未満の方
- 家族等の支援者がいない方
- 母親の体調不良や育児不安がある
- 医療行為が必要でない方

ケア内容

・お母さんや赤ちゃんの体調にあわせて、母乳育児支援・乳房ケア・育児指導・母体の心身の疲労回復などを受けることができます。

サービスの種類

- 宿泊型：産婦人科施設に宿泊し、産後ケアサービスを利用します。
- 日帰り型：産婦人科施設に通所して、産後ケアサービスを利用します。

利用日数

・出産した日から１年間を経過する日の前日までのうち、原則７日以内です。
※１泊２日利用時は２日分の利用となります。

利用料金

・おむつ代・ミルク代等、自己負担が生じるものがあります。施設によって対応状況や料金が異なる為、利用前に直接お問い合わせください。

利用申請からの流れ

①湧水町こども家庭センター（栗野庁舎：健康増進課内）に、利用申請書を提出してください。申請は利用者本人、またはご家族の方が行ってください。
②利用可否についての通知が届きます。
③産後ケア実施施設の予約を行い、産後ケアを受けていただきます。（ご予約は各自でお願いします。）
④利用後、自己負担金を支払います。
⑤利用後は、（期間）までに、湧水町こども家庭センター（栗野庁舎：健康増進課内）に、利用後の申請書を提出してください。

※利用申請書を提出する際に必要な書類※

- 湧水町産後ケア事業利用申請書兼同意書（窓口、町ホームページからもダウンロード可）
- 母子健康手帳
- 申請者の印鑑（スタンプ式ゴム印不可）

※利用後の申請書を提出する際に必要な書類※

- 湧水町産後ケア事業利用料償還払申請書兼請求書（窓口、町ホームページからもダウンロード可）
- 母子健康手帳
- 申請者の印鑑（スタンプ式ゴム印不可）

利用できる施設

施設名	住所	電話番号
なかむら産婦人科	伊佐市大口上町46−12	0995−24−2238
竹内レディースクリニック	姶良市東餅田502−2	0995−65−2296
フィオーレ第一病院	姶良市加治木町本町307−1	0995−63−2158
平野エンゼルクリニック	鹿児島市上荒田町31−21	099−257−0808

【お問合せ】
湧水町こども家庭センター
（湧水町役場：栗野庁舎：健康増進課内）
☎　０９９５-７４-３１１１